

認知症疾患医療センター運営事業委託（地域型） 業務説明資料

1 委託名

横浜市認知症疾患医療センター運営事業委託（地域型）

2 事業の目的

この事業は、横浜市（以下、「市」という。）が認知症疾患医療センター（以下、「センター」という。）を設置し、保健医療・介護機関等との連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うほか、鑑別診断後の認知症の人や家族に対する相談支援や当事者等によるピア活動や交流会への支援等により、認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

※12月1日契約締結予定

4 履行場所

当該医療機関及び連携先機関

5 センターの名称

「横浜市認知症疾患医療センター」とする。

6 事業体制

次の（1）から（6）までの事業体制をすべて整えること。

（1）稼働体制について

原則として、平日、週5日、午前9時から午後5時までとする。

（2）相談体制について

専門医療相談が実施できる専門の部門（以下「医療相談室」という。）を配置し、専門医療相談窓口、専用電話及びファクシミリ等必要な設備を整備し、その態勢が確保されている。

（3）人員体制について

次のアからウまでをすべて満たすこと。

ア 医師は、専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験（具体的な業務経験については届出時に明記すること。）を有する医師を1名以上配置する。

イ 専任の臨床心理技術者を1名以上配置する。

ウ 医療相談室に、精神保健福祉士又は保健師等を2名以上配置する。

このうち、1名は常勤専従で地域包括支援センターとの連絡調整業務を担当することとし、他の1名以上は専任で医療相談室のほかの業務を担当することとする。

ただし、地域包括支援センターとの連絡調整業務に限り、精神保健福祉士又は保健師等を補助する専従の職員を配置することができる。

(4) 検査体制について

次のアからエまでをすべて満たすこと。

- ア 血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる。
- イ コンピューター断層撮影装置（CT）を有し、神経画像検査が実施できる。
- ウ 磁気共鳴画像装置（MRI）を活用できる（他の医療機関との連携体制を含む）。
- エ 脳血流シンチグラフィ（SPECT）を活用できる（他の医療機関との連携体制を含む）。

(5) 救急・急性期対応の体制について

認知症疾患による重篤な行動・心理症状（BPSD）を有する救急・急性期患者、及びこれに身体合併症を伴う救急・急性期患者に対し、急性期入院治療（他の医療機関との連携体制を含む）を行うことができる。

(6) 病床について

(5)の治療ができる一般病床又は精神病床を有し、必要に応じていずれかの病床で入院加療ができる。

7 業務内容

センターは、以下の業務を行う。

(1) 専門医療相談

- ア 市民からの認知症に関する医療相談に対し、電話又は面談等により応じ、専門医療に係る情報等を提供するとともに、必要に応じて医療機関等の紹介・受診調整を行う。
- イ 鑑別診断や入院医療の必要な患者や家族の相談に対し、地域の認知症医療に関する情報を含め、適切に提供する。
- ウ 入院治療を終えた認知症疾患患者が、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅生活に向けた退院調整を行う。このため、在宅療養のための情報を把握し、区福祉保健センター、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、介護保険サービス事業者、保健福祉関係機関等との連絡調整をする。

(2) 鑑別診断とそれに基づく初期対応

- ア 受診してきた患者、あるいは地域の医療機関からの紹介による受診患者に対し、認知症の初期診断又は鑑別診断を行う。
- イ アに基づき、治療方針を選定するとともに、必要に応じ適切な医療機関等の紹介を行う。

(3) 重篤な BPSD 及び身体合併症の救急・急性期対応

- ア 重篤な BPSD 及び身体合併症の初期診断・治療（急性期入院医療を含む）を行う。
- イ アに掲げる業務実施のため、医療相談室等が中核となって、院内における精神科及び一般身体科との連携、あるいは院内と連携医療機関の精神科又は一般身体科との連携の確保に努める。
- ウ 重篤な BPSD（身体合併症含む）の急性期入院医療を要する認知症疾患患者のために、院内の精神科又は一般身体科の病床をあらかじめ確保するなどして受入に努める。
- エ ウに掲げる業務実施については、横浜市が別で定める取扱要綱に従う。

(4) 日常生活支援

- ア 鑑別診断後の患者・家族等に対し、鑑別診断後の生活等に対する相談支援を行う。
- イ アに際し、必要に応じて区福祉保健センター、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者、保健福祉関係機関等との連絡調整をする。

(5) 関係機関・関係者・地域住民等への認知症に関する研修会の開催、協力

- ア 認知症サポート医及びかかりつけ医をはじめとする市内医療機関に従事する医師や保健医療関係者等に対し、認知症対応力向上のための研修を行う。
- イ 認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修等を行う。
- ウ ア及びイの研修実施にあたっては、市と連携する。
- エ 他の主体が実施する認知症に係る研修に協力する。

(6) 関係機関・関係者等への認知症疾患に関する地域連携促進

- ア 認知症疾患医療と介護の連携体制強化のため、保健医療福祉関係者、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者、有識者等による認知症疾患医療連携協議会を組織し、開催する。
- イ アの開催にあたっては、市と協議する。
- ウ 神奈川県が指定するセンターが開催する認知症疾患医療連携協議会に必要なに応じて参加する。
- エ その他、地域の認知症疾患医療と介護の連携体制強化のための連絡会に必要なに応じ協力する。

(7) 認知症疾患医療に関する情報の集約及びその発信

- ア 鑑別診断や入院医療の必要な患者の調整等において地域の認知症疾患医療に関する連携の中核として機能できるよう、医療相談室が中心となって、必要な情報を集約する。
- イ センター機能を有効に発揮するために、ホームページや周知媒体を作成するなど、センターに関する情報及び認知症疾患医療に関する情報を発信し広く市民に啓発する。

8 実績報告

受託者は、次の(1)から(9)までの各月の実績を市が定める様式により、各四半期終了後、翌月10日(第4四半期は当該四半期末日)までに横浜市長あてに報告する。

- (1) 専門医療相談件数(電話相談及び面接相談別に集計)
- (2) 認知症疾患にかかる外来件数及びその内訳(再掲で鑑別診断件数及び初診件数)
- (3) 重篤なBPSDによる急性期入院件数及び身体疾患を合併している急性期入院件数(連携先病院への入院利用実績を含む)
- (4) (1)から(3)までにに関するその他の実績
- (5) 保健医療福祉関係者及び市民を対象とする研修や講演会等の開催実績
- (6) 他の主体の実施する研修会等への協力・講師派遣の実績
- (7) 当事者等によるピア活動や交流会への支援の実施実績
- (8) 認知症疾患医療連携協議会の開催実績
- (9) 地域への認知症医療に関する情報発信の実施実績

9 事業評価

本事業に対する、市または他機関等による事業評価の実施に協力すること。

10 事業実施における留意事項

事業実施にあたっては、市と協議すること。また、必要に応じ、神奈川県が指定するセンターと連携すること。

11 経費支出等

事業実施経費に不足が生じた場合、市は受託者に対し不足分を補填しないものとし、受託者が負担するものとする。

12 注意義務

この契約の履行にあたっては、常に善良なる管理者の注意をもって維持、保存及び運営しなければならない。

13 立入検査等

市がこの委託業務の処理を期するため、必要に応じ調査をし、又は必要な報告を求めるときには、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはいけない。

14 特記事項

受託事業者は、「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。